

児童センター、郷土博物館、中央図書館、清瀬内山運動公園駐輪場にフードロス対策自動販売機を設置しました

市内の公共施設などに、「フードロス対策自動販売機」を設置しました。この自動販売機では、通常製品と並行し、余剰在庫となってしまった製品を通常価格より安価で販売します。賞味期限が近づいている(約2か月前)以外は、通常製品と差はありません。

また「災害対応型自動販売機」でもあり、災害時には飲料を無償で提供することもできます。

今後も市内公共施設に、「フードロス対策自動販売機」、「災害対応型自動販売機」の設置を進めていきま

す。なお今回の設置は、清瀬市とコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社が5月31日に締結した地域活性化包括連携協定に基づくものです。☎企画課企画調整担当 ☎042-497-1802



郷土博物館裏門駐輪場に設置された自動販売機(デザインは博物館職員によるもの)

パブリックコメントを実施

◇清瀬市国民保護計画(修正案)について

清瀬市国民保護計画とは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)及び「国民の保護に関する基本指針」(平成17年3月閣議決定)に基づき、武力攻撃事態等における国民保護に関する計画として、東京都国民保護計画(平成18年3月策定)を踏まえ、国民保護措置等を規定した計画です。

この度、東京都国民保護計画の修正(令和元年7月修正)に伴い、「清瀬市国民保護計画(修正案)」を作成しましたので、市民の皆さまに広くご意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施します。

☑市内在住・在勤・在学または市内に事業所を有する個人・法人・その他団体、この事案についての直接的に利害が生じると認められる方【案の公表場所】市ホームページ、各地域市民センター(野塩を除く)、中央・駅前図書館、生涯学習センター、男女共同参画センター、コミュニティプラザひまわり、清瀬けやきホール、行政資料コーナー(市役所本庁舎2階)、防災防犯課

【意見の提出方法】10月1日から20日までに住所・氏名・対象事案名を記入し、直接窓口または郵送、ファクス、市ホームページ内にある専用フォームで防災防犯課防災係 ☎042-492-2415 ☎042-497-1847へ

令和3年度 清瀬子ども大学 音楽の部

アミューホールにバイオリン、ピアノ、チェロの音楽隊がやってくる! ホールいっぱいに響く音色に包まれて、音楽の海にダイブしよう。演奏を聴くだけでなく、手拍子と一緒に演奏に参加したり、スライドを見たり、楽しい仕掛けが盛りだくさん。さあ、どんな景色が見えるかな?

☑市内在住の小学4~6年生。各回先着40人 ☎11月23日(火)1回目公演=午後1時30分~2時10分(午後1時開場)、2回目公演=午後3時20分~

4時(午後2時50分開場) 場アミューホール【演奏】マルシェ弦楽四重奏団(写真)【曲目】ドビュッシー「弦楽四重奏曲」他(曲目は変更になる場合があります。☎☎電話で生涯学習スポーツ課生涯学習係 ☎042-497-1815へ

※1回目と2回目は、同じ内容です。



エアゾール缶(殺虫剤・消臭スプレー缶・ガスボンベなど)などによる火災・事故をなくそう!

中身が残ったままのエアゾール缶を他の不燃ごみに混ぜて廃棄したため、ごみ収集車やごみ処理施設内で爆発し出火した火災や、廃棄目的で缶に穴を開けた際に近くで使用していたガスコンロの炎が缶の残存ガスに引火した火災など、エアゾール缶(殺虫剤や消臭スプレー缶、ガスボンベなど)による火災は過去10年間で1,000件以上発生しています。

このような事故を防ぐためエアゾール缶を廃棄するときは最後まで使い切ってからにしましょう。

清瀬市で廃棄する際は市指定の収集袋ではなく、透明または半透明の袋に入れて見える位置に「き」と記入し、不燃ごみの日に廃棄してください。

中身を最後まで使い切れずガスが残っている場合、ご家庭で穴を開けると大変危険なため、直接環境課ごみ減量推進係清掃事務所(下宿二丁目553・☎042-493-3750)までお持ちください。☎清瀬消防署 ☎042-491-0119



東京都シルバーパス新規手続きのご案内

「東京都シルバーパス」は、満70歳以上の都民の方(寝たきりの方を除く)を対象として、都営交通(都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナー)及び都内の民営バスに乘車することのできるパスです。一般社団法人東京バス協会が発行しています。有効期限は発行日から令和4年9月30日(金)までです。

シルバーパスの新規発行を希望される方は、満70歳を迎える月

の初日から申込みができます。必要書類(下表参照)をそろえ、最寄りのシルバーパス取り扱いバス案内所などでお申し込みください。

※市役所窓口ではシルバーパスの発行・更新などの手続きは行っておりません。詳しくは下記お問い合わせ先へ。

☎東京バス協会シルバーパス専用電話 ☎03-5308-6950(平日午前9時から午後5時まで)

対象者	必要書類・費用
令和3年度の住民税が「課税」の方	【必要書類】①住所・氏名・生年月日が確認できる「本人確認書類」(保険証・運転免許証・マイナンバーカードなど) 【費用】20,510円
令和3年度の住民税が「非課税」の方	【必要書類】①住所・氏名・生年月日が確認できる「本人確認書類」(保険証・運転免許証・マイナンバーカードなど) ②「令和3年度介護保険料納入(決定)通知書」、または「令和3年度住民税非課税証明書」、または「生活保護受給者証明書」のいずれか1点 【費用】1,000円
令和3年度の住民税は「課税」であるが、令和2年の合計所得金額が135万円以下の方	【必要書類】①住所・氏名・生年月日が確認できる「本人確認書類」(保険証・運転免許証・マイナンバーカードなど) ②「令和3年度介護保険料納入(決定)通知書(所得段階区分欄「7」の方は住民税課税証明書が必要)」、または「令和3年度住民税課税証明書」のいずれか1点 【費用】1,000円

令和3年度児童扶養手当の新規申請を受付

父母が離婚した児童等を養育する方を対象にする児童扶養手当は、令和3年10月申請分から、令和2年中の所得額を基に審査を行います。

所得制限限度額(下表参照)の超過により児童扶養手当の認定請求をされていない方で、令和2年中の所得額が所得制限内になった方は、手当を受給するために認定請求を行う必要があります。

児童扶養手当は申請月の翌月からの支給となりますので、認定請求(郵送不可)は請求期間内をお願いします。【請求期間】10月1日(金)~29日(金)午前8時30分~正午・午後1時~5時(土・日曜日、祝日は除く) ☎☎上記期間中に必要書類を添えて子育て支援課助成係 ☎042-497-2088へ

※必要書類は市ホームページをご確認ください。

扶養親族等の人数	申請者全部支給	申請者一部支給	配偶者・扶養義務者孤児等の養育者
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
以後加算(1人につき)	380,000円		

ごみの正しい分別排出にご協力を

容器包装プラスチックごみの排出方法

清瀬市では、容器包装プラスチックの排出日が西地区は毎週「水曜日」、東地区は毎週「金曜日」となっています。

容器包装プラスチックとは、商品の中身を出して、不要となったプラスチック製の容器や包装していたものを指します。しかし、容器包装プラスチックの指定収集袋にプラスチック製品そのものや電子タバコ、リチウムイオン電池などが混ざって排出されている状況が見られます。そのため、それらを起因とした火災や爆発事故がたびたび発生しており、収集運搬や処理作業において支障をきたす事態となっています。

市では分別収集を行った後、委託業者へ搬入し、リサイクル工場にて不適合物を除去しています。

しかし不適合物の混入量が多く、除去しきれない状況です。

不適合物の混入を減らして火災や爆発事故を防ぎ、またリサイクルを推進するためにも、電子タバコなどの小型家電やリチウムイオン電池は各公共施設に設置している「使用済み小型家電回収ボックス」(投入口が縦10号×横27号)に排出してください。皆さまのご理解とご協力が火災や爆発事故を防ぐことにつながります。ごみの正しい分別排出をお願いします。

☎環境課ごみ減量推進係清掃事務所(下宿二丁目553) ☎042-493-3750



発火した電子部品